

令和6年12月2日



箱根町記者発表資料

令和6年箱根町歳末火災特別警戒

1 目 的

歳末は、生活の繁忙と火気使用の増加に伴い、火災が発生する危険性が増すことから、箱根町内全消防機関の警戒態勢を強化し、町民等の防火意識の高揚を図るとともに、火災の発生を未然に防止することを目的とします。

2 内 容

(1) 実施期間：12月26日(木)から12月31日(火)まで

(2) 実施事項

- ◆ 箱根町防災行政無線による広報
- ◆ テレホンサービス、町ホームページ及び町メールマガジンによる広報
- ◆ 立看板、横断幕及び懸垂幕の掲出
- ◆ 地水利調査
- ◆ 消防団による消防機械器具等の点検整備及び消防水利の確保
- ◆ 消防団による初動態勢の確保
- ◆ 消防団による夜間巡回警戒
- ◆ 町長特別巡視 12月26日(木)17時45分から20時55分(予定)

照会先

箱根町消防本部消防総務課警防係

電 話 0460-82-4512

E-mail fd.keibou@town.hakone.kanagawa.jp

令和6年歳末火災特別警戒実施計画

1 目的

歳末は、生活の繁忙と火気使用の増加に伴い、火災が発生する危険性が増すことから、町内全消防機関の警戒態勢を強化し、町民等の防火意識の高揚を図るとともに、火災の発生を未然に防止することを目的とする。

2 実施期間

令和6年12月26日(木)から同年12月31日(火)まで

3 実施区域

町内全域

4 実施機関

消防本部・消防署・消防団

5 実施事項

(1) 消防本部及び消防署の実施事項

ア 町防災行政無線による広報

町防災行政無線を使用した広報を実施する。

イ テレホンサービスによる広報

電話回線を使用したテレホンサービスによる広報を実施する。

ウ 箱根町ホームページによる広報

インターネットを活用した広報を実施する。

エ 町メールマガジンによる広報

箱根町メールマガジンを活用した広報を実施する。

オ 報道機関への協力依頼

テレビ局や新聞社等に協力を依頼し、広報を実施する。

カ 立看板、横断幕及び懸垂幕の掲出

各署庁舎前に「令和6年度全国統一防火標語」を表記した「歳末火災特別警戒実施中」の立看板を掲出し、各署庁舎及び町役場本庁舎に「歳末火災特別警戒実施中」の横断幕または懸垂幕を掲出する。

キ 消防機械器具等の点検整備

消防機械器具等の点検整備を実施し、出動態勢に万全を期す。

ク 地水利調査

消防活動上の障害排除のため、管内道路及び消防水利等の調査を実施する。

(2) 消防団の実施事項

ア 立看板の掲出

各消防団詰所前に「歳末火災特別警戒実施中」の立看板を掲出する。

イ 消防機械器具等の点検整備及び消防水利の確保

消防車両及び消防機械器具等の点検整備を実施するとともに、受持管内の消防水利の確保に努める。

ウ 初動態勢の確保

警戒期間中、特に夜間（21時00分から翌朝5時00分まで）における初動態勢に万全を期す。

エ 夜間巡回警戒

警戒期間中、各日担当の消防団員は、受持管内の夜間巡回警戒を適宜実施し、火災の未然防止に努める。

6 その他

上記実施事項の実施については、基本的感染防止対策の協力をお願いするもの

